

東海村国保加入者の皆さんへ お知らせします

！ 他の健康保険に加入した方は、「国保をやめる」手続きが必要です

例年3月と4月は、卒業や就職、退職等で健康保険の異動が多い時期です。東海村国民健康保険(国保)をやめて他の健康保険に加入した方は、新しい保険証と国保の保険証、マイナンバーが分かるものをお持ちの上、保険課(3月31日(木)までは住民課)(役場行政棟1階)で国保をやめる手続きを行ってください。国保をやめる手続きをしないでいると、社会保険等への移行後も国保税が賦課され続けますので、ご注意ください。

特に、新社会人となり他の健康保険に加入した方は、忘れずに手続きをするようお願いいたします。

！ 進学等のために村外へ転出した方へも、村の保険証を交付できます

進学や施設等への入所に伴い村外へ転出した場合も、東海村国保の保険証を交付することができます。対象となる方は、右記のものをお持ちの上、保険課(3月31日(木)までは住民課)へ申請してください。また、学校等を卒業して就職した方や村内に転入した方も、届け出が必要です。

学生の方	▽在学証明書(令和4年4月1日以降発行のもの) ▽対象者と世帯主のマイナンバー ▽窓口に来た方の本人確認ができるもの ▽印鑑
施設等へ入所の方	▽在所・在園証明書 ▽対象者と世帯主のマイナンバー ▽窓口に来た方の本人確認ができるもの ▽印鑑

※同一世帯以外の方が代理で手続きする場合は、世帯主からの委任状が必要となります。

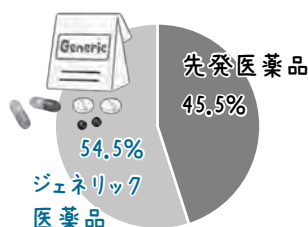
！ 他の健康保険に加入後に、国保を使って医療機関を受診してしまったら…

他の健康保険への加入後に国保で医療機関を受診してしまったときは、保険証を使用した方に対し、国保が負担した医療費の返還を求める場合があります。その場合、一度国保に返還してから加入中の健康保険に請求することで、療養費の支給を受けることができます。

選んでみましょう! ジェネリック医薬品

【ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは?】

最初に作られた薬(先発医薬品=新薬)の特許が切れてから作られた薬のことです。東海村国保加入者のうち、54.5パーセントの方がジェネリック医薬品を利用しています(令和3年12月現在・数量比)。



ジェネリック医薬品を利用する際は、まずは医師へご相談ください

ジェネリック医薬品を利用するには、医師へ「ジェネリック医薬品にしてほしい」と伝える必要があります。ただし、全ての新薬に対しジェネリック医薬品が製造販売されているわけではなく、治療内容によっては適さない場合もあります。まずは医師へ相談し、その選択や使用方法については薬剤師と相談してみましょう。



【成分や効き目は、新薬と同じ】 新薬と同等の効き目や安全性を持つと、厚生労働省に認められたものが製造されているため、安心です。

【新薬より改良が進んでいることも】 飲みやすさや副作用を抑える工夫など、後発医薬品ならではの改良が進んでいる場合もあります。

【家計への負担を軽減】 開発コストがかからない分、価格が安く設定されています。新薬の3~5割ほど安価になる場合が多く、家計への負担を軽減できます。

【医療費の有効活用】 個人負担の軽減だけでなく、日本全体の医療費削減にもつながり、新技術や新薬の導入に活用することができます。

村では医療費の抑制を図るため、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額の軽減が比較的大きい方を対象に、「差額通知書」を送付しています。また、差額通知書にはジェネリック医薬品への切り替えを手軽に伝えられるカードやシールを同封していますので、ぜひご活用ください。

【問い合わせ】 保険課医療保険担当(☎282-1711)※3月31日(木)までは、住民課保険年金担当(☎282-1711 内線1133)へお問い合わせください。